

平成18年第2回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成18年6月22日（木曜日）

議事日程（第6号）

平成18年6月22日（木）午後4時40分開議

第1（総務常任委員会付託案件）

議案第81号、議案第103号、議案第117号、議案第118号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第82号から議案第87号まで、議案第104号、議案第116号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第88号から議案第102号まで、議案第105号、議案第108号から議案第113号まで、請願第4号から請願第7号まで、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第106号、議案第114号、議案第115号、議案第119号

第2 議案第120号

第3 発議案第8号

第4 発議案第9号

第5 発議案第10号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

第7 緊急質問

本日の会議に付した事件

日程第1（総務常任委員会付託案件）

議案第81号、議案第103号、議案第117号、議案第118号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第82号から議案第87号まで、議案第104号、議案第116号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第88号から議案第102号まで、議案第105号、議案第108号から議案第113号まで、請願第4号から請願第7号まで、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第106号、議案第114号、議案第115号、議案第119号

日程第2 議案第120号

日程第3 発議案第8号

日程第4 発議案第9号

日程第5 発議案第10号

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第7 緊急質問

追加日程 決議案

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	21番	岩崎隆寿君
22番	高野庄嗣君	23番	中村良夫君
24番	石塚一雄君	25番	若林直樹君
26番	田中文夫君	27番	金子健治君
28番	村川四郎君	29番	高野正道君
30番	名畑清一君	31番	志和正敏君
32番	金山教勇君	33番	白木善祥君
34番	渡邊庚二君	35番	佐藤孝之君
36番	金光英晴君	37番	葛西博之君
38番	猪股文彦君	39番	川上龍一君
40番	本間千佳子君	41番	大場慶親君
42番	本間武雄君	43番	根岸勇雄君
44番	牧野秀夫君	45番	近藤和義君
46番	熊谷実君	47番	本間勇作君
48番	祝優雄君	49番	兵庫稔君
50番	竹内道廣君	52番	渡部幹雄君
53番	浜口鶴藏君	54番	大澤祐治郎君
55番	肥田利夫君	56番	加賀博昭君
57番	金子克己君	58番	梅澤雅廣君

欠席議員（2名）

20番 中川隆一君

51番 岩野一則君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
助役 (収入役事務兼掌助)	親松東一君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	中川義弘君	市民環境部長	粕谷達男君
福祉保健部長	末武正義君	産業観光部長	川島雄一郎君
建設部長	佐藤一富君	総務部長 (総務課長)	佐々木正雄君
企画財政部副部長 (財政課長)	山本充彦君	市民環境部副部長 (環境課長)	大川剛史君
福祉保健部副部長 (社会福祉課長)	浅井一弘君	産業観光部副部長 (農業振興課長)	児玉剛君
産業観光部副部長 (観光課長)	伊藤俊之君	建設部副部長 (建設課長)	渡辺正人君
防災管財課長	榎惠博君	行政改革課長	藤澤一雄君
企画振興課長	金子優君	市民課長	清水俊英君
高齢福祉課長	藤井武雄君	水道課長	田畑孝雄君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	鹿野一雄君
教育委員会 学校教育課長	児玉功君	教育委員会 生涯学習課長	坂本孝明君
教育委員会 社会体育課長	平間俊雄君	選管・監査局長	菊地賢一君
農業委員会 事務局長	山本真澄君	消防長	渡辺与四夫君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午後 4時40分 開議

- 議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は55名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

- 議長（梅澤雅廣君） 本日の議事日程について、議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） 今定例会の会期日程中、本日の日程に一部追加がありますので、ご報告いたします。

各常任委員会に付託された案件及び意見書に係る発議案3件の採決の後に、緊急質問1件と決議案1件が追加されます。

以上であります。

- 議長（梅澤雅廣君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第81号、議案第103号、議案第117号、議案第118号、継続審査中の平成17年請願第16号、継続審査中の陳情第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第82号から議案第87号まで、議案第104号、議案第116号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第88号から議案第102号まで、議案第105号、議案第108号から議案第113号まで、請願第4号から請願第7号まで、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第2号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第106号、議案第114号、議案第115号、議案第119号

- 議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

- 総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について）。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ479万4,000円を追加し、予算総額を499億9,364万3,000円

とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。歳入においては、所得譲与税や地方交付税などの各種譲与税及び交付金の確定に伴う増減並びに除雪費補助金の追加、財政調整基金繰入金の戻し入れをするものであります。歳出においては、県営中山間地域総合整備事業素浜地区換地清算金の事業費確定により、479万4,000円を追加したものであります。歳出における目的別の主な構成状況は、農林水産業費479万4,000円の増、その充当財源として、地方交付税1億3,115万4,000円の増、繰入金2億5,236万円の減、その他となっています。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第103号 佐渡市両津青年研修所条例を廃止する条例の制定について。本案は、農林漁業の生産力の改善、向上及び経営安定化に必要な知識、技能を習得するための研修所として下横山地区内に昭和36年3月に建設された佐渡市両津青年研修所について、壁の一部が崩壊するなど老朽化が著しく、市民が利用するには支障があることから、施設の用途を廃止するため、条例の廃止をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 小型動力ポンプ付水槽車（B-3級）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防施設整備計画に基づき、現在建設中の海府分遣所及び前浜分遣所に配備予定の小型動力ポンプ付水槽車2台の購入契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,737万4,000円を追加し、予算規模を460億1,737万4,000円とするものであります。主な内容は、最終処分場のダイオキシン類対策のための経費として2,020万3,000円及びコミュニティ助成事業として2,470万円と佐渡観光協会観光案内所設置工事負担金として1,079万円をそれぞれ予算計上するものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費7,675万6,000円の増、衛生費2,406万2,000円の増、農林水産業費2,903万7,000円の増、商工費2,097万7,000円の増、その他となっています。その充当財源としては、地方交付税9,689万9,000円の増、市債1,310万円の増、県支出金482万1,000円の増、その他となっています。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成17年請願第16号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成18年陳情第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情。本陳情は、審査の結果、引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中でありますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第82号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例）。本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したため、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したため、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）。本案は、平成17年度の老人保健特別会計予算において、国庫負担金の申請額に対して交付額が約96%に減額され、歳入予算に不足を生じたことから、本年5月19日付で専決処分により平成18年度の当該予算から繰上充用を行ったため、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第85号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第86号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について。議案第87号 佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。以上3議案については、当該施設について、現在暫定施行の扱いとなっている条例を廃止し、引き続き直営施設として管理運営していくために、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当該施設については、今後の確な事業評価を行い、売却、譲渡及び廃止について積極的に検討すること。

議案第104号 佐和田町福祉センター喜楽荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐和田地区の福祉センター喜楽荘について、施設の利用状況等の実態から、施設の用途等を廃止するため、現在暫定施行の扱いとなっている当該条例を廃止するものであります。審査の結果、次の

意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当該施設については、利用の実態をかんがみ、売却、譲渡及び廃止について積極的に検討すること。

議案第116号 財産の取得について。本案は、新穂瓜生屋地内の土地5,769平方メートルを特別養護老人ホームの用地として社会福祉法人愛宕福祉会に無償貸与するために当該地を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。当委員会において、当該地の購入価格は現況の田としては相当高額であると指摘したところ、新穂村時代に公共的用地として予定された土地であり、既に建設されている隣接の保育所用地と同等の価格である等の説明がありました。審査の結果、今後の公共的用地の取得については当委員会が指摘したことを十分検討し、今後の参考とすることを強く要望して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

金光英晴君。

〔36番 金光英晴君登壇〕

○36番（金光英晴君） この議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、特別養護老人ホーム建設の必要性は十分理解するものでありますが、1反歩当たり800万円以上と田んぼとしてはまさに異常な価格であります。同僚議員の質疑で明らかになりましたように、両津地区国道350号沿線の上横山に建設されている市営住宅の用地の1反歩当たり120万円に比べ、約7倍であり、この価格は大変高額であり、市民感情は到底許さないでしょう。この特別養護老人ホームができたとしても、入所待機者はまだまだ多く、高齢化が進んでいる佐渡市においてはさらなる特養の建設が必要であります。しかし、佐渡市の財政はますます厳しくなります。今後佐渡市は、特養を始め陸上競技場、消防署など多くの土地を必要としており、これが前例になれば、夕張市のように危機的状況に陥ることは明らかであります。

以上の理由で本案に反対いたしますものであります。良識ある議員の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、田中文夫君。

〔26番 田中文夫君登壇〕

○26番（田中文夫君） 本議案について賛成の立場から討論を行います。

委員会に所属し、慎重にこの議案について扱わせていただきました。本定例会冒頭で同僚議員から田んぼ1反歩800万円は高過ぎるとの素朴な疑問にどう答えるのかというのがある意味ではこの委員会の使命でございました。慎重に審議させていただきました。そこで痛感したことは、木を見て森を見ずということわざがあります。全体を見ることの大事さを教えられた委員会でした。

賛成の理由を申し上げます。ご承知のとおり、佐渡市は高齢化がどんどん進んでおります。介護保険財

政に対する一抹の不安を抱きながらも、まだ老人に対する施設のニーズが高いということは十分痛感しておりますし、これはまたそれにこたえるのが行政的な使命であると思います。

第2点として、この議案は民間の老人ホームに佐渡地域全体のバランスを考えて、新穂地内に適地を見つけて、土地を無償貸与するために土地財産を取得するという議案でございます。その意味で、合併協議等新市建設計画においても旧新穂村内に開設するという合意を実現する必要がありました。

また、先ほど反対をおっしゃった金光議員がおっしゃるとおり、本市は新市発足以来財政問題を抱えて呻吟しております。そこで、開設に当たっては行革の意向を挺し、直営でなく、民営とし、土地の提供だけにとどめるという判断をして、この財産取得に当たったものであります。

土地購入価格については、旧新穂村時代に公共施設を整備するための地域として想定されていた経緯があり、準宅の扱いが妥当とも思える地域であります。また、既に建設されている保育所用地購入時と同等の価格でございます。その意味で、1反歩800万が高いという素朴な疑問に直接的に答えるということは難しいわけですが、しかし適地を求めて必要な財産取得をし、なおかつ民間にそれをゆだねて運営していただくということについて、これはやはり政治としての今までの経緯の信義も含めて、あるいは土地地権者や今までこの建設にかかわってくる方々のそういった熱意も含めて、これを進めていくことがある意味では必要な判断というふうに思います。

また、経費の高さをクリアするために、本委員会では執行部を呼んで、具体的に建設の経費等を節減する努力とその必要なポイントについて指摘をし、そのような努力をし、経費の節減化が具体的に実現できる予定となっております。そういったことも含めまして、新穂地区のこの適地に民間の特別養護老人ホームを開設させるために土地を取得することに賛成をした次第であります。

冒頭と同様に、最後はことわざで締めくくらせていただきます。群盲象を評すのことわざを思い浮かべて、確かに事実としての土地の高さは否定できませんが、この施設全体の中で位置づけてみますと、それは小さな部分を占めるにすぎないというふうに思っております。

以上、賛成討論終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第116号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第116号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第88号 佐渡市佐渡会館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、商工観光の振興及び離島文化の保存、保護等の機能を有する総合的な施設として相川地区に設置されている佐渡会館について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第89号 佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、海水浴場の利用環境の向上と安全管理を推進する目的で設置されている海の家さわたについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図る目的で設置されているふすべ村体験学習施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。宿泊実績が上がっていないので、宿泊料金については施設に見合った料金設定を検討すること。

議案第91号 佐渡市岩の平青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、豊かな自然環境を生かし、青少年の健全育成を推進する目的で設置されている岩の平青少年旅行村について、引き続き直営施設として管理運営をしていくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。昭和50年度建設の宿泊棟が老朽化しており、利用客も減少しているため、今後のあり方を検討すること。

議案第92号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、冬期間における地域住民の健康の増進を図る目的で設置されている平スキー場について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 佐渡市南佐渡総合案内所の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、観光産業及び農林水産業の振興並びに市民の福祉の増進を図る目的で設置されている南佐渡総合案内所について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 佐渡市農村公園・農村広場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、健康の増進と地域の連帯感の醸成に寄与するために設置されている農村公園、農村広場について、引き続き直営施設として管理運営をしていくために、二つの現行条例及び暫定施行している五つの条例を廃止し、関係24施設を統合した新たな条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして

決定しました。

議案第95号 佐渡市林業施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、林業の振興と伝統文化、技術の向上の活動を支え、地域の中核を担う林業施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している二つの条例を廃止し、関係6施設を統合した新たな条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。早急に当該地域と協議し、地域に払い下げを検討すること。

議案第96号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域農業、農村の振興に係るコミュニティーの場として多様な活動を支え、地域活動の中核を担う地域活性化多目的施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している10の条例を廃止し、関係41施設を統合した新たな条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。早急に当該地域と協議し、地元払い下げを検討すること。

議案第97号 佐渡市特産品開発加工センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域で生産される農林水産物を利用した高付加価値特産品の販売を促進し、農村地域の生産及び社会活動の支援を目的に設置されている特産品開発加工センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、現行の二つの条例を廃止し、その2施設を統合した新たな条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 佐渡市小木農山漁村活性化施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、都市と農山漁村の交流を深めることにより、農山漁村地域の活性化を目的に設置されている小木農山漁村活性化施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 佐渡市真野農業近代化施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、農林業経営の組織化や地域産業の振興を図り、地域の福祉の増進を目的に設置されている農業近代化施設について、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 佐渡市新穂複合営農推進センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、農業の複合経営を推進し、高所得、高付加価値型農業を確立することを目的に設置されている複合営農推進センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 佐渡市稲鯨漁村センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、住民のコミュニティーづくりの場として多様な活動を支え、地域活動の中核を担う目的で設置されている稲鯨漁村センターについて、引き続き直営施設として管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域活動活性化の中心施設として、さわたカキまつり開催や地区の集会等で利用し、さまざまな機会に住民の相互理解をはぐくむ目的で設置されている佐和田遊漁管理センターについて、引き続き直営施設とし

て管理運営していくために、暫定施行している条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 相川町築いそ設置条例等を廃止する条例の制定について。本案は、相川町並型漁礁条例ほか3件について、農林水産業従事者の生産性の向上や経営安定を目的として整備された施設について、設置条例の趣旨である公の施設と認められないものであり、また畑野町漁村公園の設置及び管理に関する条例については条例を精査した結果、佐渡市漁港管理条例で包括的に管理ができることにより、5件を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）。議案第109号 字の変更について（浦川地内）。以上2議案は、佐渡市が浦川漁港内において漁港改修事業及び漁港漁村総合整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得た土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）。議案第111号 字の変更について（鷺崎地内）。議案第112号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）。議案第113号 字の変更について（鷺崎地内）。以上4議案は、新潟県が鷺崎漁港内において漁港修築事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第5号 日本と同等の安全対策のない、アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願。本請願は、アメリカ政府のBSE対策は極めて不十分であり、検査状況が改善されないまま再度輸入再開することは容認できないので、次の事項について政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。1、日本と同等のBSE安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入を再開しないこと。2、全頭検査は国の責任で行うこと。3、牛肉加工品について原産地表示を行うこと。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第6号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願。本請願は、平成19年1月に出資法の上限金利を見直す時期を迎えるに当たり、次の事項について国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。1、出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。2、貸金業規制法43条のいわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。3、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特別金利を廃止すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第7号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願。本請願は、米国産牛肉に対するBSE対策についての検査体制や特定危険部位の除去が日本と比べて不十分であることから、拙速な輸入再々開を行わないこととBSEへの万全な対策を求めるよう政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告はありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第106号 佐渡市新潟県佐渡スポーツハウス管理条例の制定について。本案は、新潟県が設置している佐渡スポーツハウスについて、地方自治法の規定により、佐渡市が平成18年9月1日から当該施設の管理及び運営に関する事務を受託するため、必要な管理条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。使用料については、県条例で定めた従来どおりの金額にしており、市内の他の体育施設との均衡性を欠いているので、十分に精査をし、体育施設全体での金額の見直しを検討すること。

議案第114号 新たに生じた土地の確認について（両尾地内）。議案第115号 字の変更について（両尾地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、県知事の竣工認可を得たことから、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第119号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成18年度公営企業借換債の借り入れによるもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ3,630万円増額し、収入総額12億5,975万1,000円、支出総額20億1,193万4,000円とするものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。公営企業金融公庫から借入れしている資金で高利なものについては、繰上償還または低利に借換えするよう検討すること。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案

件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第120号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、議案第120号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第120号についてご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間敏延さんの任期が平成18年9月30日をもって満了するので、再任をお願いしましたところ、就任していただける意向でございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第8号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔50番 竹内道廣君登壇〕

○50番（竹内道廣君）

発議案第8号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月22日

提出者 佐渡市議会議員 竹内道廣

賛成者 ” 葛西博之

” ” 渡 邊 庚 二
” ” 猪 股 文 彦
” ” 小 杉 邦 男

北朝鮮による日本人拉致事件の全容解明と早期解決並びに拉致被害者に対する国家支援についての意見書

平成14年に北朝鮮が日本人拉致について初めて認め謝罪し、その後拉致被害者5人とその家族8人の帰国が実現して久しいが、日本国内には北朝鮮に拉致された可能性が強い失踪者がまだ数多くいる。

しかし、北朝鮮のその後の対応は、「8名は死亡、2名は入国の記録なし」との立場を変えず、この問題の真相究明を目指す真摯な姿勢が全く見られない。

このような北朝鮮の誠意ない姿勢に対し、国連では平成17年12月国連総会本会議で、北朝鮮による外国人拉致を「組織的な人権侵害」と非難する欧州連合（EU）や日米両国などの決議案が採択された。

本年2月の北京での日朝包括並行協議でも、日本側は、拉致被害者の早期帰国と真相の究明、拉致容疑者の引渡しを強く求めたが、北朝鮮側は、「従前の拉致問題は解決済み」との姿勢を一步もくずしていない。

新潟県においては、曾我ひとみさん・ミヨシさん親子や蓮池薫・祐木子さん夫妻並びに横田めぐみさんと北朝鮮による拉致被害者が実存するのみならず、佐渡へ赴任中の大澤孝司さんを始め、全国には拉致を否定できない行方不明者が多数存在することに鑑み、この問題を闇雲に放置することはできない。

よって、政府においては、この北朝鮮による一連の拉致事件は、わが国の国家主権と国民の基本的人権に関わる極めて重大な問題であり、安否不明者や特定失踪者の家族の高齢化を考慮したとき問題の先送りが許されない状況にあることを認識されるとともに、拉致被害者とその家族が日本で安心して生活できるよう、当佐渡市議会は下記事項の実施について強く要望する。

記

- 1 国際世論とともに拉致被害者の安否確認及び即時帰国を実現すること。
- 2 特定失踪者と拉致の事実確認を図ること。
- 3 経済制裁を含めた強い姿勢で北朝鮮との交渉に臨み、北朝鮮元工作員辛光洙（シン・グアンス）容疑者らの身柄引き渡しを強く要求し、拉致事件の全容解明を図ること。
- 4 拉致被害者及びその家族のそれぞれの状況にあったきめ細やかな国家支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北朝鮮による日本人拉致事件の全容解明と早期解決並びに拉致被害者に対する国家支援についての意見書

平成14年に北朝鮮が日本人拉致について初めて認め謝罪し、その後拉致被害者5人とその家族8人の帰国が実現して久しいが、日本国内には北朝鮮に拉致された可能性が強い失踪者がまだ数多くいる。

しかし、北朝鮮のその後の対応は、「8名は死亡、2名は入国の記録なし」との立場を変えず、この問題の真相究明を目指す真摯な姿勢が全く見られない。

このような北朝鮮の誠意ない姿勢に対し、国連では平成17年12月国連総会本会議で、北朝鮮による外国人拉致を「組織的な人権侵害」と非難する欧州連合（EU）や日米両国などの決議案が採択された。

本年2月の北京での日朝包括並行協議でも、日本側は、拉致被害者の早期帰国と真相の究明、拉致容疑者の引渡しを強く求めたが、北朝鮮側は、「従前の拉致問題は解決済み」との姿勢を一步もくずしていない。

新潟県においては、曾我ひとみさん・ミヨシさん親子や蓮池薫・祐木子さん夫妻並びに横田めぐみさんと北朝鮮による拉致被害者が実存するのみならず、佐渡へ赴任中の大澤孝司さんを始め、全国には拉致を否定できない行方不明者が多数存在することに鑑み、この問題については全県挙げて取り組むべきである。

よって、泉田知事におかれては、この北朝鮮による一連の拉致事件は、わが国の国家主権と国民の基本的的人権に関わる極めて重大な問題であり、安否不明者や特定失踪者の家族の高齢化を考慮したとき問題の先送りが許されない状況にあることを強く認識されるとともに、拉致被害者とその家族が日本で安心して生活できるよう政府に対し、下記事項の実施についての実効行動をとられるよう要望する。

記

- 1 国際世論とともに拉致被害者の安否確認及び即時帰国を実現すること。
- 2 特定失踪者と拉致の事実確認を図ること。
- 3 経済制裁を含めた強い姿勢で北朝鮮との交渉に臨み、北朝鮮元工作員辛光洙（シン・グアンス）容疑者らの身柄引き渡しを強く要求し、拉致事件の全容解明を図ること。
- 4 拉致被害者及びその家族のそれぞれの状況にあったきめ細やかな国家支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第9号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔45番 近藤和義君登壇〕

○45番（近藤和義君）

発議案第9号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月22日

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	若林直樹
	〃	大石惣一郎

”	”	本 間 勘太郎
”	”	中 村 剛 一
”	”	小 田 純 一
”	”	池 田 寅 一
”	”	高 野 庄 嗣
”	”	石 塚 一 雄
”	”	高 野 正 道
”	”	渡 邊 庚 二
”	”	猪 股 文 彦
”	”	川 上 龍 一
”	”	牧 野 秀 夫

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融・信販会社・商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています。（所謂「みなし弁済」）。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付に「みなし弁済」の適用はないと判示し（裁判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シテイズに対してもその主張を退けたところ（裁判平成18年1月13日）。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付に「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出資に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金・社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては貸金業規制法43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記

- 1 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。

- (1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
 - (2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
 - (3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第10号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔45番 近藤和義君登壇〕

○45番（近藤和義君）

発議案第10号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月22日

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	若林直樹
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	本間勘太郎
〃	〃	中村剛一
〃	〃	小田純一
〃	〃	池田寅一
〃	〃	高野庄嗣
〃	〃	石塚一雄
〃	〃	高野正道
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	川上龍一
〃	〃	牧野秀夫

アメリカ産牛肉の輸入再開は、日本と同等の安全対策実施後とすることを求める意見書

輸入を再開したばかりのアメリカ産牛肉から特定危険部位の脊柱が発見され、再度輸入が停止されると

いう事態が引き起こされているが、このような政府の極めてずさんな輸入に対して強く抗議するとともに、その責任を明確にすることが必要である。

アメリカ政府のBSE安全対策は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるとともに、BSEの検査率は1%程度でしかなく、20カ月齢の判別も生年月日不明のため目視によって認定しており、危険部位の除去も3カ月齢以上のみというもので、日本に比べてBSE対策は極めて不十分でズサンそのものである。

政府におかれては、アメリカ産牛肉の輸入に際しては、日本国民の安全・安心を守るために、日本と同等の安全対策を実施させるよう米国政府に強く要求するとともに、引き続き、国民の食の安全を守るためのBSE問題への万全な対策を講じられるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRMの除去、肉骨粉の禁止を基準とした日本と同等のBSE安全対策の実施をアメリカ政府に対し強く求めること。
- 2 全頭検査は国の責任で行うこと。
- 3 輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。
- 4 消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第7 緊急質問

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、緊急質問を行います。

最初に、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） ただいまからガメラレーダーにつきまして緊急質問いたしますが、ただいま議長が最初に加賀博昭君の質問を許しますと。通告表は1人である。この最初にというところに大変な意味があります。これが議会運営委員会にかかった通告表でございますが、第1番目に加賀博昭君、第2番目が小杉邦男君、第3番目が大桃一浩君となっております。だから、議長が最初に加賀博昭君の質問を許しますと、こう紹介したわけである。先ほど佐和田支所のロビーにあるテレビに数名の民間人が群がっております。何でございませうかと私が聞きましたら、きょうは議会解散の決議があるということで来ておると、こういうことでございませうから、私が多分否決されるでしょうと、こう申し上げたところ、後は任せておけと、こういうことです。これは、極めて怖い話でございまして、住民の直接請求が後に控えておると、こういうことを申し上げておるのだなということで、私はさらに質問にしっかりしなければならぬという決意がみなぎってきておるわけでありませう。

きょうの議会というのは、本来ならば午前10時に開会されるはずでございませう。昨夜は、私が帰りましたのが夜の11時でございませうが、その後に残って、なお会派会議というのが行われておりましたから、恐らく12時近いお帰りであったのではないかと……

○議長（梅澤雅廣君） 発言中ではありますが、加賀君、質問をしてください。

○56番（加賀博昭君） 質問でございませう。

そこで、何でこういうことになったかといえ、このガメラレーダーに対する地方自治法第99条の意見書決議をめぐりまして、それをやらせるべきかやらせないべきかということで、これがこういう事態を招いたわけでございます。したがって、今度の緊急質問というのは、この3人のものをまとめて私がやらなければならぬという羽目になっておるわけでありませう。

そこで、私がお尋ねをするわけでございますけれども、ここに連続して新聞記事というのがあるわけでございますが、私が一般質問を行ったときの日が12日でございませう。ここに13日の記事がございませうが、高野市長は私の質問後、新聞記者に記者会見をいたしまして、私は地域を守るためにガメラレーダーには協力しようと思って記者会見では発言した。6日でございませう。ところが、この新型レーダーというものがどの程度危険かということの認識は正式にはなかった。よって、私は防衛庁から正式な説明を受けていないのだから、問題があるかないか、今後はこれを調べて判断していきたいと、これが13日の記事であります。次に、20日の記事がございまして、これはどういうことかということ、社民党の県議団が19日に高野宏一郎市長と面談をいたしまして、電磁波がトキに影響があるのかないのか、国県に市が情報開示を求めてほしい。そして、これに対して高野市長は、自然環境への影響の有無などについて、できるだけ早く国の回答が欲しいというあなたは新聞記者に自分の考えを開陳しております。そして、6月21日にこのレーダーの記事を見てまいりますと、いよいよ防衛庁が数名で佐渡を訪れまして、あなたに概要説明というものをを行った。防衛庁は、先ほどの電磁波については国の定める基準以内の電波を使用すると、環境面では国定公園の管理者である県の指導に従うと、協議内容は佐渡にも報告すると、そして防衛庁管理道路を使っているの工事は観光に支障がないようにしたいと述べたと、こういうふうの記事は述べております。そして、最後にあなたは記者に対して、市民から出されている質問書も含めて、こちらが納得できる答えをすべて得たわけではない、なお防衛庁からの説明が要りますよということをおあなたはこの一連の記者会見の中で

申し上げておる。

さてそこで、一体ガメラレーダーの妙見山設置についての防衛庁の説明の不備の点について、今後どのような手順を踏まえて説明を求めるのですか。これ1点です。

次に、これは議会の協力も得て、防衛庁に説明を求める交渉の意思はあるのですか、ないのですか、こういうことでございます。

そして、最もこのガメラレーダーにつきまして市民の不信を買っておるのが3番目の問題でございます。実は佐渡の佐和田、金井を中心にしたところの住民の方々がこのガメラレーダーのことについて知りたいということで、あなたと1週間前に日程調整をして、それなら6月の9日午後6時30分ならばお会いできるということで、その日は先般の大竹助役の説明では33名が来られたということでございます。ところが、市長はそのときにはいない。後刻これが調べたものがおるわけでありましたが、あなたはその時刻に裕景というところにおった。これは、もし私が申し上げておる名前がうそであったら、後刻訂正をさせていただきますが、議員では名畑、石塚、金子克、白木克身、大場、岩野、梅澤、金子健治と、こういう人が市長と裕景におられた。執行部側はどうかといえば、市長、中川部長、金子課長、それからこれは企画振興課の補佐だと思いますが、それに飛行機の関係だと思いますが、北室長、それからだれかがいたか、これだけの人がいたと言われております。これを調べた人が私に報告してくれたのは、その日は宴会があって、宴会の席上であったと、こういうふうに報告されておるのです。これを市民が知って、烈火のごとく怒っておるわけでありまして。余りにもおかしいではないかと、こう言っておる。

もう一つ、これは重要な指摘ですから、あなたからご説明を願わねばならないことでございますが、本来なら大桃君がここで質問をしておることでもあります。6月21日に判明したこのF P S - X X案について執行部が虚偽の報告をしておると、こう言っておる。これは、全員協議会のことです。非公式の場であるが、議会議員20人以上の前で軽率であったと謝罪しておるが、何が軽率であったのかと、こういうことです。私が聞きたいのは、もしこういうことがあるとすれば、先ほど私が申し上げた6月9日のこの裕景でのあなたの公務、宴席の公務、こういうことが市民に知られるに及んで、いよいよこのガメラレーダーの事件というのはどうも市民を軽視した動きが見られてかなわぬ。きっちり答弁を求めておく必要があるということで、私が3人を代表するような形になった本件の質問をするわけでありまして。

先ほど、この件についてはもう一つつけ加えておきますが、このガメラレーダーの意見書決議について、最終的には議長があっせん案を出したにもかかわらず、それも否決されたということは、私が議長なら議長不信任に値するとして辞表を提出するものであります。そのぐらいの重みがあります。こういう問題が内在しておるだけに、私が本当に声を張り上げ、私疲れておって、声上がらない。それが張り上げて、あなたに具体的に質問するものであります。

以上で第1回目の緊急質問終わらせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） ただいまの加賀議員の質問にお答えいたします。

議会の一般質問でもお答えしましたけれども、防衛施設庁からの説明があったことについては、その都

度議会にもお話しして、報告させていただいておりますが、6月20日に東京防衛施設局から担当者が出向いてこられて、電磁波の健康への影響はないか、環境への影響はないか、また観光産業に与える問題はないか等の質問して、その回答については昨日の全員協議会に報告したところであります。今後は、自然公園法に基づく環境調査等の状況あるいは電磁波の影響等について、一部説明を求めていきたいというふうを考えております。

それから、2番目に、議会の協力を得て、防衛庁に説明を求める交渉の意思の有無について、これは議会からの発言等をベースにして、現在でもやりとりをしているわけでございまして、国に対しても情報開示は求めていきたい。ただ、機密上の問題があるというふうに言われておりますので、一つ一つ理解が高まるように情報開示を求めていくということでございます。

それから、防衛施設庁から説明があったことにつきまして、市民に対する説明はどうか。特に6月9日に住民に会わなかった市長の云々ということでございますが、これは住民の方からの問い合わせなのですが、6月5日ごろだったと思いますが、秘書課に電話があって、6月9日の午後6時半からレーダーの件で市民団体15名ぐらいの方々から申し入れに行きたいと、市長が不在なら助役でもいいというお話がありました。この件につきましては、午後5時ごろであれば面会の時間は結構ですというふうに秘書が申し上げたところ、要望書を受け取っていただければよいので、当初の時間どおりでいいとご返事がありまして、助役が対応することになっておりました。私は、当日の午後、議会の空港対策特別委員会からの出席要請がありましたけれども、新潟での要務があって、一応お断りはいたしました。5月30日開催の空港検討委員会についての空港関係の報告を求めるといふ要望が再度要請されまして、それは午後6時からだと思いますが、空港検討委員会の後の懇談会で私が出席して、ご説明を申し上げたわけでございます。そういう意味で、当初のお約束とおりの6時半ごろというのは助役が時間を決めておりましたので、私は6時からの説明をいたして、その後ご指摘のとおり懇談会の席におりました。もちろん空港に関する説明をさせていただいたわけであります。

それから、新型レーダーが佐渡に配備される件については全員協議会で説明しましたが、防衛施設周辺における周辺対策の取り組みに当たりまして、このレーダー施設を受けるかどうか、白紙の状態ではありましたが、民生安定化施設の整備がどのような考え方でできるのかということで、議会全員協議会においても一部調査をすべきではないかというふうなご教授もあって、国会議員お二人に助役を指名して、お一人は6月9日、もう一人は16日でございますが、国会議員のご都合に合わせて面会をいたした過程において一部軽率だったということで発言をし、それを認めたわけでございます。

それから、当面それで終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の2回目の質問を許します。

○56番（加賀博昭君） 市長は、ただいま裕景のことで申し上げておりますが、あなたはこの日、空港特別委員会にこの日なら出席できますということで約束をして、この日が空港特別委員会のあれに設置されたのではないですか。まず、これが1点です。

それから、次が6月9日に民生安定等の調査について国会議員に会った、これ市長が会ったというのか、助役が会ったというのか、そういうことだろうと思うのですが、それが何で軽率なのですか。行政の長なら当たり前のことでしょう。あらゆる情報をつかみ、あらゆる行動を行って、佐渡市のために頑張るとい

うのは、これは当然のことではないですか。それを非公式の20人だけ集まったところへ行って、軽率だったとおわびしたと。そういう態度だから、なめられてしまうのです。だから、これは後で市民にわかれば、市民が憤慨すると思うのです。ガメラレーダーについて地方自治法第99条の意見書決議をするのを、そのことを口実にとうとうこれを議決させなかったということになれば、あなたたちの軽率だったという、その言葉が最も軽率だということになります。ここのところは、腹を据えて答弁しなさい。いざというときに腹を切る、いざというときには職をやめる、そのぐらいの決意を持っておれば、へのかっぱではないですか。国会議員に会う、国の役人に会う、ガメラレーダーどうなのだ、ガメラレーダーを持ってくるについては何か地方に対して何らかの措置を防衛庁というのはとるのかと、そういうことがあるのかということと事前に調査するのは当たり前ではないですか。それをやったからといって、軽率のそしりを受けておわびするなどというのは、まことに弱腰千万、そういうことがなめられる。

それから、大竹助役、あなたは6月9日、例の住民に6時30分からお会いしたのですね。それに対して住民は、なぜ市長が来ないのだというようなことを言ったと思うのです。かなり厳しいことを言ったと思う。あなたは、それについてどのようにお答えしたのか、それを聞きたい。これで三つ聞いておるのだ。

それから、防衛庁のガメラレーダーについてはこれからは精力的に、場合によれば議会の知恵もかりて対防衛庁交渉だってやらねばならぬ。そうだとすれば、これからも議会の協力を得て、私はやっていかなければならない。場合によれば議会の力もかりて、住民説明も側面的にしてもらわなければならない、そういう私は重要なことだと思います。こういうことについて、今後どのようにされていくのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の質問に対する答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初に、6月の9日の件は、最初から空港特別委員会は開催するというふう聞いておりましたので、それについては全く今おっしゃられたような形ではございません。つまり議員は、私が逃げて、行かなかったとおっしゃりたいのでしょうか、そういうことはありません。

それから、その日は出張で新潟に、先ほど申し上げたように、行っておりました。

〔「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） いや、新潟に午後から……

〔「それは行ったんだけど、あんたが……」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） それで、帰ってきました。

〔「まあいいです。どうぞ答弁してください」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 軽率だというのは、当時全協でもこれから防衛施設庁あるいは防衛庁との交渉は全員協議会で皆さん方にご説明すると、行動については、そういうお話をお約束をしていたものですから、それについて皆さん方にお話ししないのは軽率だったというふうに申し上げたわけです。

〔「議長、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 3回目ですか。

〔「というのは、3回だから、一般質問と違って緊急質問は3回だから、私が2回目も一つ、二つ、三つと大竹助役にも聞いておるのでしょうか。そうだ

から、それについて議長の方から加賀の質問のうちのこれに答弁漏れがあるというのをあなたが言ってもらわないと、緊急質問は3回しかできないのです」と呼ぶ者あり]

○議長（梅澤雅廣君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） お答えを申し上げます。

6月9日の日には市民団体の皆さん約三十数名お見えいただきまして、私の方に要望書と、申入書というもので申し入れがございました。それにつきましては、基本的にできるだけ早くご回答申し上げますというようなお答えを申し上げたところでございます。

〔「あんた、市長のことについて言われて、どうお答えしたんですか」と呼ぶ者あり〕

○助役（大竹幸一君） この日は、市長冒頭から島外出張中でありまして、きょうは私でよろしいというお話があったということでございましたので、とりわけてそちらから市長が不在はおかしいではないかというようなお話は特にはございませんでした。

〔「一般質問の答弁と違うね。まあいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） よろしいか。

〔「中川部長、どうする。二つしか言っていないよ。例のあれはどうなの。これ3回しかやれんから、正確に答えてください。難しいこと言ったりやせんでしょう。6月9日の国会議員に会ったとあんた言うたでしょう。そのことが何で軽率でしたと謝罪せんなんだとおれが聞いておるんだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

軽率だということにつきましては、行く前に議員の皆様にもこちらの方でいろいろ国会議員に対する情報があるので、行く前にできたら行くということをなぜ言わなかったのでしょうかというようなことに対して、ああ、そうか。それはそうだったなというような意味の軽率という発言であります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の3回目の質問を許します。

○56番（加賀博昭君） では、私が言って聞かせてあげましょうか。私はみんなわかっておる。佐渡とかかわり合いのある国会議員といますと、桜井新という参議院議員がおるのです。近藤基彦という衆議院議員がおる。そこで、桜井新参議院のところへ何かの機会があって、ここへ行って、実はガメラレーダーが来て困っておるのだと、こういうことについては国は何らかの防衛庁が迷惑かけるぜというようなごあいさつがあるのですかと、そういうものがあるのでしょうかというようなことを聞きただしたということではないのですか。それから、私は、これは親松助役は行っておりません。元参議院議員で、昔防衛庁の事務次官をやった藤島というのがおるのです。これのところでいろいろ調査をしておったという人がおります。これは、執行部ではありません。もちろん執行部は同席しておりません。かなりの情報を私どもは持っております、そのことで。きょうはそのことが主要な、例えば防衛庁はこの種のことについては5月の

末日ごろまでに何かあるなら言ってくれなければ困るのだと。しかし、佐渡島が言うなら6月の末までは待ってやろうぐらいの私はあいさつしたということを別のところから聞いておるのです。私のアンテナというのは、私は自慢するわけではありませんが、私は中央省庁げた履き議員と、こうっておる。だから、あらゆる情報が私のところへ入ってくる。それは、私はいいいとは言わぬです。私は、どんな見返りをもらったって、ガメラは危ないのだというのが私の一般質問の主張でございますから、何かくれたらいいなどというようなさもしい根性は私持っていませんので、そういうことなのです。だけれども、あなたたちが行ったときに、非公式に呼ばれた議員に軽率でしたと頭を下げねばならないことはない。そして、そのことが地方自治法99条の意見書決議、これは市民のために大事な決議だ。それが棒に振られたということになれば、まさにそのもとをつくったあなたたちの軽率だったという、その発言は極めて大きいことになるのです。そして、この後決議案が出てまいります、そうするとこれはこんな役立たぬような議会ならば、これは議会解散して、定数減らしてしまえと、こうなる。恐らく多数を持っておる会派もありますから、これは恐らく決議否決されるでしょう。否決されるけれども、このことは市民の皆さんが聞いておるのです。ガメラレーダーを取り巻く佐渡市の政治は極めて厳しい側面を迎えるし、それでこの議会解散決議が通らないということになれば、次に冒頭私が紹介した住民による直接請求の議会解散も出かねないという、こういう局面も私は想定される。極めて深刻なものであるということをお願いして、私は最後の質問をするわけですが、一体6月26日の、もう私は行ってくれといっても、これ行く気ないのです。こんな状況では、6月の26日月曜日、いよいよ総務省等、陳情に行かれるのだらうと思うのです。その際に、防衛庁も行くのだらうと思います。これについては、どのような体制を整えて、あなたたちは行こうとしておるのですか。私は、ここから申し上げますが、これは恐らく議長としてもそんないい気持ちで、行ってくれと言われても行かれぬと思います。もし意見書決議が通っておれば、意見書決議がなされておれば、それを背景にして市長は行くということが出来るけれども、議長は行くということが出来るけれども、まさに片肺運行で行かなければならぬという私は大変なところへ追い込まれておるのだなと思っておる。そういうことで、それがあなたたちの軽率な発言という、この一言でくくられるような事件によって、こういうことになったとすれば、これは私は市民に対して申しわけないなと、こういう気持ちであなたたちに再度このことについて市長はどのようなお考えをお持ちか、質問をしておきたいと思っております。どうぞお答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議会の決定に我々は従うだけです。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で加賀博昭君の緊急質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 6時11分 休憩

午後 6時25分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ただいまの私の緊急質問について、名字は合っているのですが、名前の方が間違っておりますので、議会において善処されたい。

裕景出席者のうち臼木優と言ったのは、これは臼杵克身の間違いでありますので、ご訂正を願いたい。なお、自主申告によりまして、私は酒は飲まなかったが、ちょっと顔出しをしたという人がおりまして、そういうことはなかった。

〔「遅れて」と呼ぶ者あり〕

○56番（加賀博昭君） 遅れて行ったという人が自主申告をしてくれましたので、紹介しておきますが、中村剛一議員、これが後から行ったと。それから、臼杵克身君で、臼木優君は出席をしていない。よって、議事録において処理願いたいということを申し上げておきます。（当該箇所訂正済み）

以上です。

追加日程 決議案

○議長（梅澤雅廣君） ただいま金光英晴君から佐渡市議会の解散に関する決議が提出され、所定の賛成者がありますので、決議案は成立いたしました。

佐渡市議会の解散に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔36番 金光英晴君登壇〕

○36番（金光英晴君）

佐渡市議会の解散に関する決議

上記決議案を別紙のとおり、佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年6月22日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	本 間 武 雄
〃	〃	村 川 四 郎

提出理由。私は、基本的にはより多くの市民の声を行政に反映させるために、議員の数は多いほどよいと思っております。ただし、その前提には議会と市長の良好な関係のもとという条件をクリアしてのことです。良好な関係とは、二元並立の意義を考えれば、従属の関係ではなく、それぞれが独立した意思を持ち、お互いの権限を侵すことなく、それぞれの権限を行使できることとあります。議会は、行政に対し、批判と監視の府であり、これを怠ると行政の怠慢や暴走を許してしまい、住民のためにはならない。我が佐渡市議会ではどうでしょうか。合併直後の混乱期となれない会派制の議会運営とはいえ、議員が多く、広く意見の集約ができるという利点が活かされているようには到底思えません。特に大会派の議会運営に問題があると私は判断いたします。記憶に新しいところでは、去る3月議会において、議会人事をめ

がり、最終日当日の朝方4時過ぎまでかかり、本会議の開会が繰り下がった事例がありますし、昨夜も防衛庁が設置する新型レーダーについて国への意見書提出をめくり、12時過ぎまでかかり、本日の本会議開会が先ほど行われたところでもあります。市民の安全の確保と不安を取り除くため、議会の意思を国に示そうとの趣旨で取り組んだのですが、二つの大会派の理由なき抵抗で、先ほど同僚議員の質疑にもありましたように、議長のあっせん案まで受け入れられず、意見書の提出はできませんでした。また、何でも賛成団とやゆされるように、委員会審査では異論を唱えながらも、本会議採決では賛成したり、少数意見に耳を傾けず、数を頼りに賛成し、後の議会でだまされたと言って意見をつけてみたり、全く議会のていをなしていない状態です。こんな状態が続けば、決して市民のためにはなりません。よって、別紙のとおり佐渡市議会の解散に関する決議を提出するものであります。

別 紙

佐渡市議会の解散に関する決議

地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年法律第118号）第2条の規定により、佐渡市議会を解散する。

以上、決議する。

良識ある議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） これより本決議案についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 私が宣告した後でありますので、稲辺君の発言はご遠慮いただきます。

本決議案についての質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

田中文夫君。

〔26番 田中文夫君登壇〕

○26番（田中文夫君） 三・一クラブの田中文夫君です。議会の解散に関する決議について、反対の立場で討論を行います。

発議者及びその賛成者は、議会解散特例法に基づき、佐渡市議会が自ら進んでその解散による選挙によって、改めて市民の意思を聞こうと自主解散を求めるものであります。自主解散を求める理由の1は、佐渡市議会は執行部へのチェック機能が働いておらず、議会としてのていをなしていないこと、そのことによって市民に不利益を与えているというものであります。議会が批判と監視の府であることは指摘されるまでもなく、自明の役割と承知しております。しかし、議会の役割はチェック機能にとどまるものではありません。さきに佐渡市が主催をした行財政改革推進のためにお呼びした元三重県知事、北川氏は、自らが実施したニュー・パブリック・マネジメントの手法に基づく改革によって、議会は単なる監査機能だけでなく、施策の代替案を提示し得る力量や市民代表として施策形成に積極的に参加、協働することの重要性を指摘しておりました。分権の時代は、市長の強力なリーダーシップもさることながら、議会が政策提

言できる能力を持って市長と協働することが求められているというわけです。良識を持って議会運営の円滑化、正常化に腐心し、市政運営に苦言を呈しつつも、あるべき佐渡市づくりには積極的な参加と協働を惜しまぬ大半の議員に対して、何でも賛成団とやゆする不敬の議員が存在することの方が問題です。パフォーマンスのごとく自主解散を唱えて、世論におもねるようなまねはせず、まず自らが辞職して民意を問うことが潔い身の処し方と考えます。正しく有効なチェック機能が働かないとの指摘は、自らに真摯な自己批判力があるかどうかを問うてからにしてほしいものであります。

私は、自主解散の動議に対して、次の理由から反対討論を申し上げます。本議会は、合併特例によって、本来の定数の2倍の議員で構成されています。したがって、人数が多いのは当然です。合併協では、旧市町村議員全員が在任特例を適用して市会議員になることは認めませんでした。まさに人数が多いからです。さりとて、定数30人で出発することには懸念を持ちました。なぜなら、合併直後の新市政には財政問題をはらむ幾多の困難や混乱が予想されておりましたし、その難局を乗り切るには議会が適切な地域バランスのとれた代表制をもって民意を的確に酌み取るのかに不安があったからです。結果は、1期だけ定数の2倍の60名となりました。その意味で、本議会は旧市町村の首長と議長と各界の有識者の信託のもと、選挙の洗礼を受けて成立した特別の議会です。私を含め、市議会議員たることに誇りと責任を痛感している仲間が過半数を超えることでしょう。数の多さは、我々が市民から信託を受けている使命がいかにも多く、重いかということです。60人の目と耳と知恵が議会を活性化させ、市政を健全化させる役割を果たしていると私は考えております。このたび一市民から、議会の早期解散と定数30人までも見直せとの陳情が出ました。本議会では世論の動向等を慎重に推しはかりつつ、あるべき議員定数の検討するべく、特別委員会を立ち上げたところでありましたので、陳情への誠実な対応を付託いたしました。市民の信託を裏切るような、解散せねばならぬような失態や不祥事があったかを精査し、適切な回答を導き出すことでしょう。なぜに自主解散を求める緊急動議が出されたのか、真意は理解できませんが、批判癖たくましい一グループからですので、民意に対する過剰な反応ではないかと察しております。自己批判は自己批判として個別に誠実に対処いただき、その他の方々は軽挙妄動は厳に慎まれて、特別委員会の慎重審議の結果をお待ちいただきたいと思います。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

近藤和義君。

〔45番 近藤和義君登壇〕

○45番（近藤和義君） 自民党・市政会幹事長の近藤和義であります。当会派の金光英晴議員から提出をされました議会の解散についての決議に対して、賛成討論をいたします。

昨日は、深夜12時までかかって防衛庁のレーダー問題を協議しましたが、結論に至らず、本日協議を再開した結果、意見書は提出がなされませんでした。現在議会の中は会派間の対決姿勢が強く、市民の立場や利益から逸脱したところで激しい政争が展開されております。この今議会の混乱は、利害関係のみに重きを置き、市民の利益を無視した大会派のエゴに起因しているものと私は考えます。また、去る3月議会では多数による議会内人事のみにとらわれて、市民のための議会を忘れた実態は、現在佐和田の市民から提出をされております議会解散の陳情内容そのものであります。会派の中には、市長を支える大会派をう

たい文句に組織されたものもあり、たとえ執行部提案の間違いがあつたとしても、数の力で押し切ろうとする風潮があります。これでは議会本来の使命である批判と監視の府としてのていは全くなされてはならず、その権能も果たされてはおりません。議会は、国民や市民の立場に立脚し、執行部に対し、市民の利益のために、時には真っ向から反対をし、または提案するという是々非々で公平無私の姿勢が肝要であります。しかし、現在の議会構成ではこの実現は極めて困難と考えるところでございます。

現在議会の中に議員定数特別委員会が設置され、議会解散と定数削減が付託されておりますが、私もそのメンバーの一人であり、金田委員長は9月にはその結論を出したいとしており、私はそれに全く全面的に賛成しているものでございます。しかし、委員の大勢は12月まで引き延ばし、削減定数は示すものの、解散に対しては否決するとの声を仄聞をしております。現在の議員数は58人ですが、合併当時は旧市町村の住民の声を反映させるためとの大義名分で60名の定数特例を選択したと聞いております。しかし、合併後2年を経過し、昨日は夕張市の倒産が大きく報道されたように、16年度決算で赤字に陥った自治体が全国で何と26団体となっており、本市においても既に10年間で全体の40.3%に当たる約650億円の建設事業費の見直しがされています。したがって、合併当時とは財政的な状況は全く変化し、今後は行財政改革の断行による経常経費の削減、中でも最も大きな役割を占める約100億円の人件費の削減は喫緊の課題でございます。議員数の削減にももちろん早急に取り組むべきであります。田中議員の反対理由にあるような60人の目と耳と知恵の有効機能は、現在の財政状況から、2年前のような余裕は全くないものと考えております。

私は、今述べました財政状況ももちろんであります。何よりも現在の混乱した異常な議会の状態を一刻も早く解消し、議会本来の市民のための正常な姿に修正するには、即時解散をし、出直す以外にはその手段はない、このように判断をしております。したがって、パフォーマンスではなく、本心からこの議会の解散を求める決議に賛成するものであり、良識ある議員諸氏のご賛同をお願いし、賛成の立場での討論といたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これで討論を終結いたします。

これより本決議案の採決をいたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は56名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（梅澤雅廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、白木優君及び44番、牧野秀夫君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

開票を行います。

〔開票〕

○議長（梅澤雅廣君） 本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の賛成が必要であります。

ただいま出席議員数は56名であります。議員数の4分の3以上であります。また、その出席議員の5分の4は45人です。

投票の結果を報告いたします。

投票総数56票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16票

反対 40票であります。

以上のとおり賛成が5分の4に達しません。

よって、佐渡市議会の解散に関する決議は否決されました。

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成18年6月市議会定例会の閉会のごあいさつ申し上げます。

去る6月8日に招集いたしました平成18年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会では専決処分の承認を求める議案が4件、条例の改正等に関する議案が22件、施

設の事務受託に関する議件1件、補正予算に関する議件が2件、人事に関する議件が1件、その他10件、合わせて40件の議案についてご審議いただきました。本当にありがとうございました。

その中で新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務受託の件につきましては、今後さらに施設の効率的な運営を図りながら、利用者ニーズにも適合したよりよい方向で対処いたしたいと思っております。また、特別養護老人ホーム整備事業の用地取得の件も含め、今後の関連事業についても適切な事務執行に努め、一日も早く待機者の方々が入所できるように努めたいというふうに思います。

一般質問では、16名の議員から行政改革や福祉、環境、農業、観光振興など市政全般にわたってのご質問や貴重なご意見、提言をいただきました。また、各常任委員会、特別委員会でのご意見を含めまして、今後の市政執行に当たっていきたくと考えております。また、特に多くの議員からご質問のありました新型地上レーダー配備問題につきましては、防衛施設庁との協議を含め、安全性や環境、観光への影響等をさらに見きわめた上で、方向性を出してまいりたいと考えております。

本定例会は、組織改革による部長制の導入後初めての市議会でありましたが、合併から3年目を迎え、ようやく現段階での行政組織体制ができ上がったというふうに考えております。しかし、これは終わりではなく、次のステップに向けまして継続した組織体制の見直しを図り、あるべき体制に持っていきたくと考えております。今後とも行政改革をさらに推進し、職員の意識改革と能力開発を図り、佐渡市の抱える多くの行政課題を着実に一つ一つ解決してまいりたいというふうに考えております。また、市民への情報開示や市民参加による市民と協働した行政を基本に、市民から信頼が得られる効果的、効率的な行政運営をさらに進めてまいります。

季節は、この後梅雨から酷暑へと気候も大きく変わりますが、皆様方にはどうぞご健勝で、ご活躍されますことをご祈念申し上げて、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成18年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 7時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年6月22日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 廣 瀬 擁

署 名 議 員 根 岸 勇 雄